

令和 2 年

第 5 回 市議会定例会

議案の説明資料

目 次

第 122 号議案	浜松市過疎地域自立促進計画の変更について	1
第 123 号議案	当せん金付証票の発売について	2
第 124 号議案	浜松市立小中学校空調設備整備事業に関する契約の一部変更 について	3
第 125 号議案	工事請負契約の一部変更について ((国)473 号(仮称)新々原田橋左岸栈道橋工事)	4
第 126 号議案	物品購入契約締結について(追認) (小学校教師用指導書)	6
第 127 号議案 ～ 第 140 号議案	指定管理者の指定の概要	7
第 127 号議案	指定管理者の指定について (浜松市茶室)	8
第 128 号議案	指定管理者の指定について (浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター)	12
第 129 号議案	指定管理者の指定について (浜松市天竜体育館ほか3施設)	17
第 130 号議案	指定管理者の指定について (浜松市舞阪総合体育館、浜松市舞阪乙女園グラウンド)	22
第 131 号議案	指定管理者の指定について (浜松市水窪総合体育館)	26
第 132 号議案	指定管理者の指定について (浜松市天竜 B & G 海洋センター)	30
第 133 号議案	指定管理者の指定について (浜松市雄踏文化センター)	35
第 134 号議案	指定管理者の指定について (浜松市立賀茂真淵記念館)	40
第 135 号議案	指定管理者の指定について (浜松市福祉交流センター)	44
第 136 号議案	指定管理者の指定について (浜松医療センター)	49

第 137 号議案	指定管理者の指定について (浜松市総合産業展示館)	54
第 138 号議案	指定管理者の指定について (浜松市国民宿舎奥浜名湖)	59
第 139 号議案	指定管理者の指定について (舘山寺総合公園)	64
第 140 号議案	指定管理者の指定について (浜松市立北図書館、浜松市立都田図書館)	68

(第 122 号議案の説明資料)

市民協働・地域政策課

浜松市過疎地域自立促進計画の変更について

(提案理由)

浜松市過疎地域自立促進計画を変更するため、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 7 項の規定により、議決を求めるものです。

(変更内容)

天竜区春野、佐久間、水窪、龍山地域における光ファイバ網未整備地域の解消に向けた光ファイバ整備支援事業の実施にあたり、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び高度無線環境整備推進事業（令和 2 年度第 2 次補正予算）を活用し、過疎対策事業債を充当するため、当該事業を浜松市過疎地域自立促進計画に追加するものです。

(変更期日)

計画の変更は、議決日から適用するものです。

当せん金付証券の発売について

(提案理由)

当せん金付証券（宝くじ）の発売に関し、当せん金付証券法（昭和 23 年法律第 144 号）第 4 条第 1 項の規定により、令和 3 年度の発売限度額について議決を求めるものです。

(内容)

令和 3 年度当せん金付証券発売の限度額 68 億円（令和 2 年度と同額）

限度額を上回る発売はできないため、発売見込額約 52 億円に売上増加対応分として約 16 億円を加えた 68 億円を限度額とするものです。

令和 3 年度の発売見込が限度額を上回る見込となった場合には、新たに限度額の議決が必要となります。

浜松市立小中学校空調設備整備事業に関する契約の一部変更について

(提案理由)

浜松市立小中学校空調設備整備事業につきましては、令和元年11月の市議会定例会において議決（第141号議案）され、令和15年3月31日までの期間で事業を進めています。

令和2年5月に整備教室数が確定したことを受け、施工金額を変更する必要性が生じたため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

(事業概要)

- ・方式 BTO方式 (Build : 建設 Transfer : 所有権の移転 Operate : 運営)
- ・事業地 浜松市立小中学校80校
- ・内容 浜松市立小中学校空調設備の設計・施工及び維持管理業務
空調設備機器等の設計・施工、空調設備機器等の維持管理
空調設備等に係る緊急対応、空調設備等の運用に係るデータ計測及び記録
空調設備等の運用に係るアドバイス、空調設備等の法定点検業務
- ・期間 令和元年12月19日から令和15年3月31日まで
設計・施工等：約1年4か月、維持管理：約13年間

(変更内容)

	契約金額
変更前	5,225,000,000 円
変更後	5,310,572,300 円
変更額	85,572,300 円

(変更理由)

令和2年5月の基準日により整備教室数が増えたため、金額の変更を行うものです。

(参考)

整備教室数

	小学校	中学校	合計
変更前	890 教室	404 教室	1,294 教室
変更後	908 教室	416 教室	1,324 教室
増減	18 教室	12 教室	30 教室

(第 125 号議案の説明資料)

道路保全課

工事請負契約の一部変更について ((国) 473号 (仮称) 新々原田橋左岸栈道橋工事)

(提案理由)

(国) 473号 (仮称) 新々原田橋左岸栈道橋工事の工事請負契約につきましては、令和元年9月の市議会定例会において議決 (第111号議案) され、令和3年2月26日までの期間で工事を進めています。

栈道橋の杭打設において、不可視部分に鋼管柱等の鋼材を発見したことにより、当初計画位置での栈道橋の杭施工が困難であることが判明し、工事請負契約額を変更する必要が生じたため、変更契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・ 工事場所 浜松市天竜区佐久間町中部地内
- ・ 工事内容 施工延長 L = 123.8m
栈道橋、法面工及び擁壁工 一式

(変更内容)

工事変更請負契約

	契約金額
変更前	689,700,000 円
変更後	750,746,700 円
変更額	61,046,700 円

(変更理由)

当該工事につきましては、契約後、受注者の現地調査及び試掘調査にて既設法面構造物内の不可視部に鋼管柱等の鋼材が発見され、当初計画位置における栈道橋の杭施工が困難であることが判明しました。このため、杭配置の見直しを行った結果、当初計画よりも栈道橋が谷側へ位置変更することから、張出し長が長くなり、新たに擁壁工及びアンカーによる抑止が必要になりました。以上のことから増額変更するものです。

(参考)

併せて工期の変更を行うものです。

	工事期間
変更前	令和元年9月19日から令和3年2月26日まで
変更後	令和元年9月19日から令和4年1月31日まで

○工事概要図 (国) 473号(仮称) 新々原田橋左岸栈道橋工事

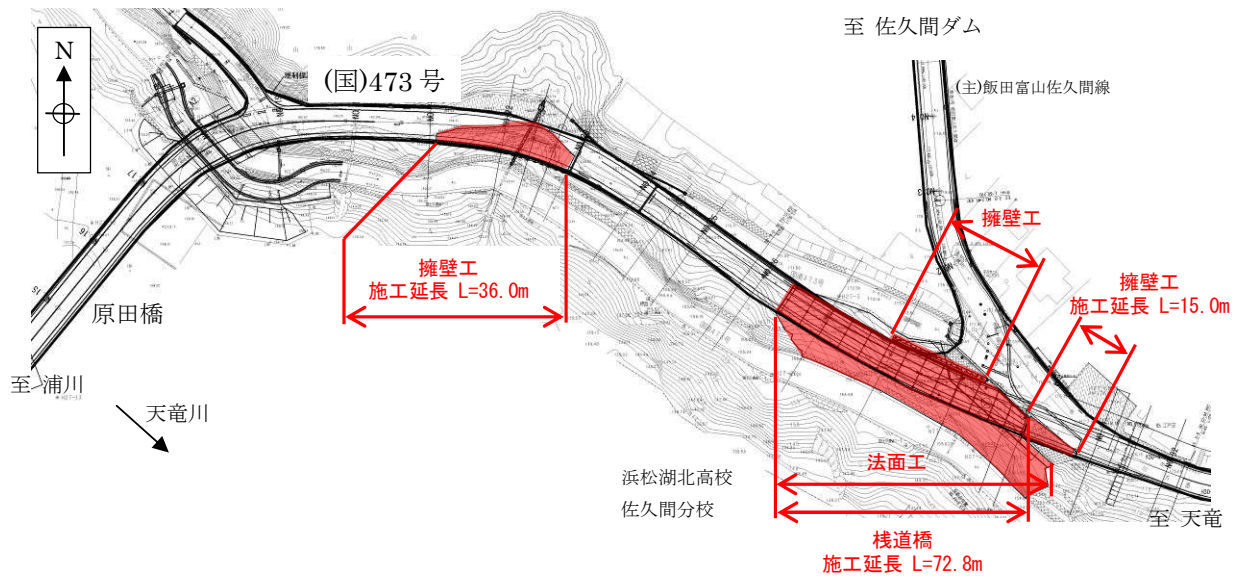
[位置図]



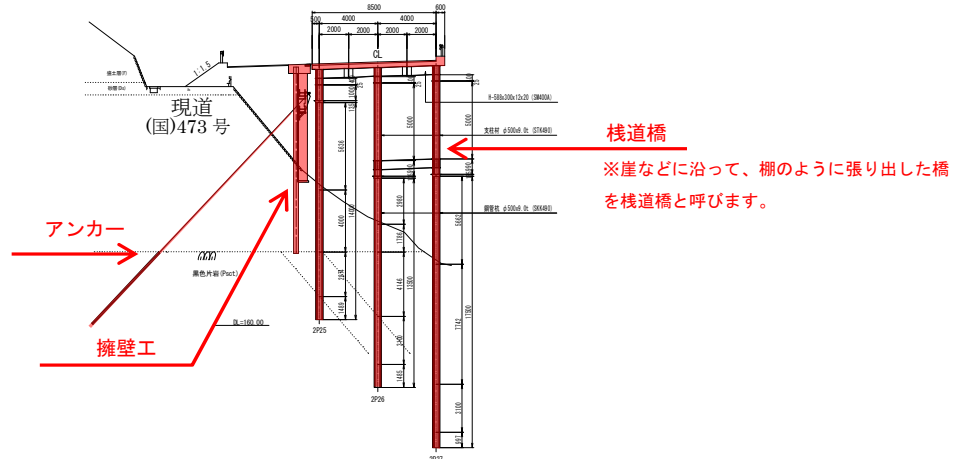
[周辺拡大図]



[計画平面図]



[標準横断面図]



(第 126 号議案の説明資料)

教育施設課

物品購入契約締結について（追認）（小学校教師用指導書）

(提案理由)

令和 2 年度小学校における教科書採択替え実施に伴う教師用指導書について、議会の議決を得ず物品購入契約を締結したため、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

品 名	概 要	契 約 金 額	契 約 方 法	契 約 者 住 所 氏 名
小学校教師用指導書	通常学級用指導書一式 発達学級用指導書一式	45,360,260円	特定調達 随意契約	浜松市中区 連尺町309番地の1 株式会社谷島屋 代表取締役社長 斉藤 晋一郎

(整備数)

西小学校外 20 校

教師用指導書 1,725 冊

国語	算数	理科	音楽	図画工作	家庭	保健体育	英語	道徳
559 冊	182 冊	177 冊	176 冊	346 冊	112 冊	56 冊	111 冊	6 冊

(契約の概要)

・ 契 約 日 令和 2 年 3 月 2 4 日

・ 納入期限等

前期分 令和 2 年 4 月 2 4 日納入完了 (36,814,360 円)

後期分 令和 2 年 8 月 3 1 日納入完了 (2,302,300 円)

新学年分 令和 3 年 3 月 3 1 日納入予定 (6,243,600 円)

指定管理者の指定の概要

議案 番号	施設名称	新規 更新	募集 区分	利用 料金 制	指定 の 期間	指定管理者	
						指定管理者	前回の状況 (公募単位別)
127	浜松市茶室	更新	公募	○	5年	遠鉄アシスト株式会社	遠鉄アシスト株式会社
128	浜松市男女共同参画・文化 芸術活動推進センター	更新	公募	○	5年	東海ビル管理株式会 社・特定非営利活動法 人浜松男女共同参画推 進協会グループ	東海ビル管理株式会 社・特定非営利活動法 人浜松男女共同参画推 進協会グループ
129	浜松市天竜体育館	更新	非公募	○	1年	公益財団法人浜松市体 育協会グループ	公益財団法人浜松市体 育協会グループ
	浜松市天竜庭球場						
	浜松市天竜武道館						
	船明ダム運動公園						
130	浜松市舞阪総合体育館	更新	公募	○	5年	公益財団法人浜松市体 育協会	公益財団法人浜松市体 育協会
	浜松市舞阪乙女園グラウン ド						
131	浜松市水窪総合体育館	更新	公募	○	5年	公益財団法人浜松市体 育協会	公益財団法人浜松市体 育協会
132	浜松市天竜 B & G 海洋セン ター	更新	公募	○	5年	スポーツプラザ報徳・ 中部ビル保善共同事業 体	スポーツプラザ報徳グ ループ
133	浜松市雄踏文化センター	更新	公募	○	5年	東海ビル管理グループ	東海ビル管理グループ
134	浜松市立賀茂真淵記念館	更新	公募	○	5年	一般社団法人浜松史蹟 調査顕彰会	一般社団法人浜松史蹟 調査顕彰会
135	浜松市福祉交流センター	更新	公募	○	5年	社会福祉法人浜松市社 会福祉協議会グループ	社会福祉法人浜松市社 会福祉協議会グループ
136	浜松医療センター	更新	非公募	○	5年	公益財団法人浜松市医 療公社	公益財団法人浜松市医 療公社
137	浜松市総合産業展示館	更新	公募	○	5年	ヤタロー・共同グルー プ	ヤタロー・共同グルー プ
138	浜松市国民宿舎奥浜名湖	更新	公募	○	3年	ヤタロー・共同グルー プ	ヤタロー・共同グルー プ
139	舘山寺総合公園	更新	公募	○	5年	公益財団法人浜松市花 みどり振興財団	公益財団法人浜松市花 みどり振興財団
140	浜松市立北図書館	更新	公募	×	5年	ヴィアックス・東海ビ ル管理共同事業体	特定非営利活動法人ふ くろうの森委員会・東 海ビル管理株式会社共 同グループ
	浜松市立都田図書館						株式会社図書館流通セ ンター

指定管理者の指定について（浜松市茶室）

(提案理由)

浜松市茶室の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市中区鹿谷町 1 1 番 4 号

名 称：浜松市茶室

2 指定管理者

所在地：浜松市中区鍛冶町 3 1 9 番地の 2 8

名 称：遠鉄アシスト株式会社 代表取締役 河野 延之

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

遠鉄アシスト株式会社

- ・設 立：平成 11 年 7 月 21 日
- ・資 本 金：4,000 万円
- ・設立目的：次の事業を営むこと。
- ・事業内容：①自動車の運転並びに保守管理
②自動車による旅客及び貨物運送事業
③建物・構築物及び付帯設備の管理・清掃並びに警備の請負 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1 件 ・遠鉄アシスト株式会社（候補者）
(3) 選定会議	<p>市民部指定管理者選定会議（文化振興担当部会）</p> <p>(1)選定会議の構成</p> <p>部会長：中村 公彦 浜松市市民部文化振興担当部長 副部会長：金子 哲也 浜松市市民部参事兼スポーツ振興課長 委員：影山 元紀 浜松市市民部創造都市・文化振興課長 委員：平田 隆 浜松市市民部創造都市・文化振興課 生涯学習担当課長（欠席） 委員：A（第三者委員＝運営面・施設の運営等に関して知識・ 経験を有する者） 委員：B（第三者委員＝利用面・施設利用者） 委員：C（第三者委員＝利用面・施設利用者） 委員：D（第三者委員＝利用面・施設利用者）（欠席） 委員：E（第三者委員＝経営面・税理士）</p> <p>(2)審査日時 令和2年8月26日（水） 午後1時15分～午後4時45分</p> <p>(3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和2年8月26日（水）実施</p>
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・公募したところ1者の応募があり、市民部指定管理者選定会議（文化振興担当部会）で選定した。 ・候補者は施設の目的や役割の理解度が高く、提案が市の施策に沿ったものであった。 ・施設の特性を捉えた自主事業の提案がされ、その提案が具体的に実現が期待できた。 ・浜松城公園との誘客や管理面での連携が提案されており、その効果が期待でき、団体の運営体制や運営実績も充分である。 ・以上の点を評価し、適切な管理運営が期待できることから候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

遠鉄アシスト株式会社	
提案概要	<p>①茶室を認知させることを強く意識する。</p> <p>②これまでに培った経験や実績を踏まえ、安定した施設管理・運営を行う。</p> <p>③浜松城公園の指定管理者であることを活かす。</p>
提案金額	<p>(令和3年度) 12,000,000円</p> <p>(令和4年度) 12,000,000円</p> <p>(令和5年度) 12,000,000円</p> <p>(令和6年度) 12,000,000円</p> <p>(令和7年度) 12,000,000円</p> <p>合計 <u>60,000,000円</u></p>
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・茶室としての敷居を低くし、広く市民に知っていただくための初心者向けの茶の湯に関する体験講座などが企画されており、利用者の増加が期待される。 ・浜松城公園の指定管理者であることを活かして浜松城公園との誘客や管理面での連携が提案されており、その効果が期待できる。 ・自主事業では茶道そのものの体験だけではなく、能楽や和菓子など別の角度からアプローチをして茶道へ理解を深めたり、興味を持ってもらったりといった独自性が見られる。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		遠鉄アシスト株式会社
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 3.6 点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	3	2.6
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	3	2.3
小 計	6	4.9
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 28.8 点以上）		
(1) 事業の具体的取組み方（機能性）	5	3.8
(2) 施設の運営体制・職員の配置（責任性・実行性）	5	3.3
(3) 適正な管理・モニタリング（規律性）	5	3.5
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	6	4.1
(5) 市民サービスの向上（独創性）	15	12.4
(6) 環境への配慮	5	3.2
(7) 障がい者への配慮（雇用・利用等）	5	3.0
(8) 平等利用（平等性）	2	1.2
小 計	48	34.5
3 指定管理者に関する項目（合格点 10.8 点以上）		
(1) 団体の人的・財政的能力（経営の健全性）	6	4.7
(2) 施設の運営実績（団体の能力）	6	4.6
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	6	4.5
小 計	18	13.8
4 活動拠点に関する項目		
浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	3.0
小 計	3	3.0
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 6.0 点以上）		
収支計画の妥当性	10	7.9
小 計	10	7.9
6 指定管理料に関する項目（2）		
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$	15	0.6
小 計	15	0.6
現指定期間の実績に基づく加点		0.7
合 計	100	65.4

指定管理者の指定について（浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター）

(提案理由)

浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センターの指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市中区幸三丁目 3 番 1 号

名 称：浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター

2 指定管理者

所在地：浜松市東区和田町 708 番地の 1

名 称：東海ビル管理株式会社・特定非営利活動法人浜松男女共同参画推進協会
グループ

(代表者) 浜松市東区和田町 708 番地の 1

東海ビル管理株式会社 代表取締役 高橋 一博

(構成員) 浜松市中区住吉五丁目 10 番 14-301 号

特定非営利活動法人浜松男女共同参画推進協会
理事長 井出 あゆみ

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

(1) 指定管理者がグループを編成した目的

多くの公共施設管理運営による経験・ノウハウを有する代表企業と、浜松市男女共同参画推進事業受託者として地域及び人材ネットワークを有する構成団体が共同事業体を構成し、両者の実績を活かした公共サービスの創造・拡充を目指すため。

(2) 概要

代表者	<p><u>東海ビル管理株式会社</u></p> <ul style="list-style-type: none">・設立：昭和53年9月1日・資本金：1000万円・設立目的：次の事業を営むこと。・事業内容：①ビルディング、その他建造物の清掃管理業務 ②ビルディング、その他建造物の設備（空調設備、給排水設備、電気設備、冷暖房設備、消防設備、衛生設備）の施工、保全、保守、管理業務 ③エレベーター、守衛、夜警、電話交換、受付、駐車場、ベトナムイク、管理業務 ほか
構成員	<p><u>特定非営利活動法人浜松男女共同参画推進協会</u></p> <ul style="list-style-type: none">・設立：平成17年2月2日・設立目的：すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思により個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に寄与すること。・活動内容：①男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 ②保健、医療又は福祉の増進を図る活動 ③社会教育の推進を図る活動 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1 件 ・東海ビル管理株式会社・特定非営利活動法人浜松男女共同参画推進協会グループ（候補者）
(3) 選定会議	市民部指定管理者選定会議（文化振興担当部会） (1)選定会議の構成 部会長：中村 公彦 浜松市市民部文化振興担当部長 副部会長：金子 哲也 浜松市市民部参事兼スポーツ振興課長 委員：影山 元紀 浜松市市民部創造都市・文化振興課長（欠席） 委員：平田 隆 浜松市市民部創造都市・文化振興課生涯学習担当課長（欠席） 委員：A（第三者委員＝運営面・施設の運営等に関して知識・経験を有する者） 委員：B（第三者委員＝利用面・施設利用者） 委員：C（第三者委員＝利用面・施設利用者） 委員：D（第三者委員＝利用面・施設利用者）（欠席） 委員：E（第三者委員＝経営面・税理士）（欠席） (2)審査日時 令和2年8月26日（水） 午後1時15分～午後4時45分 (3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和2年8月26日（水）実施
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・公募したところ1者の応募があり、市民部指定管理者選定会議（文化振興担当部会）で選定した。 ・候補者は前指定管理期間の経験や実績に基づき、利用実態に即した運営手法の工夫が見られ、利用時間の延長など柔軟な対応が可能であった。 ・男女共同参画と文化芸術活動推進の拠点として、2つの設置目的を理解した提案となっていた。 ・市民サービス向上のため、設備の補修などを自社グループの費用で行うというビル管理会社としての専門性を活かした提案がなされていた。 ・以上の点を評価し、東海ビル管理株式会社・特定非営利活動法人浜松男女共同参画推進協会グループを候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

	東海ビル管理株式会社・特定非営利活動法人浜松男女共同参画推進協会グループ												
提案概要	<p>① 前指定管理者である経験や実績、ビル管理会社としての専門的なノウハウを活かした施設管理・運営を行う。</p> <p>② 施設の設置目的に合った自主事業を行う。</p>												
提案金額	<table> <tr> <td>(令和3年度)</td> <td>7,491,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和4年度)</td> <td>7,491,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和5年度)</td> <td>7,491,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和6年度)</td> <td>7,491,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和7年度)</td> <td>7,491,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>37,455,000円</u></td> </tr> </table>	(令和3年度)	7,491,000円	(令和4年度)	7,491,000円	(令和5年度)	7,491,000円	(令和6年度)	7,491,000円	(令和7年度)	7,491,000円	合計	<u>37,455,000円</u>
(令和3年度)	7,491,000円												
(令和4年度)	7,491,000円												
(令和5年度)	7,491,000円												
(令和6年度)	7,491,000円												
(令和7年度)	7,491,000円												
合計	<u>37,455,000円</u>												
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・前指定管理期間の経験や実績に基づき、利用実態に即した運営手法の工夫が見られ、利用時間の延長など柔軟な対応が可能である。 ・男女共同参画と文化芸術活動推進の拠点として、2つの設置目的を理解した提案となっており評価できる。 ・市民サービス向上のため、設備の補修などを自社グループの費用で行うというビル管理会社としての専門性を活かした提案がなされている。 												

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		東海ビル管理株式会社・特定非営利活動法人浜松男女共同参画推進協会グループ
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 3.6 点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	3	2.4
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	3	2.1
小 計	6	4.5
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 28.8 点以上）		
(1) 事業の具体的取組み方（機能性）	5	3.8
(2) 施設の運営体制・職員の配置（責任性・実行性）	5	3.8
(3) 適正な管理・モニタリング（規律性）	5	3.8
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	6	4.4
(5) 市民サービスの向上（独創性）	15	10.5
(6) 環境への配慮	5	2.9
(7) 障がい者への配慮（雇用・利用等）	5	2.9
(8) 平等利用（平等性）	2	1.2
小 計	48	33.3
3 指定管理者に関する項目（合格点 10.8 点以上）		
(1) 団体の人的・財政的能力（経営の健全性）	6	4.4
(2) 施設の運営実績（団体の能力）	6	4.6
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	6	4.2
小 計	18	13.2
4 活動拠点に関する項目		
浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	3.0
小 計	3	3.0
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 6.0 点以上）		
収支計画の妥当性	10	6.7
小 計	10	6.7
6 指定管理料に関する項目（2）		
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$	15	0.0
小 計	15	0.0
現指定期間の実績に基づく加減点		0.3
合 計	100	61.0

指定管理者の指定について（浜松市天竜体育館ほか 3 施設）

(提案理由)

浜松市天竜体育館ほか 3 施設の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地	名称
浜松市天竜区二俣町二俣 5 0 1 番地	浜松市天竜体育館
浜松市天竜区山東 2 3 1 1 番地の 1	浜松市天竜庭球場
浜松市天竜区二俣町二俣 5 5 7 番地の 1	浜松市天竜武道館
浜松市天竜区船明 2 6 4 9 番地	船明ダム運動公園

2 指定管理者

所在地：浜松市東区和田町 8 0 8 番地の 1

名 称：公益財団法人浜松市体育協会グループ

（代表者）浜松市東区和田町 8 0 8 番地の 1

公益財団法人浜松市体育協会 会長 大坪 豊生

（構成員）浜松市中区寺島町 2 0 0 番地

株式会社河合楽器製作所 代表取締役 河合 弘隆

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

(1) 指定管理者がグループを編成した目的

浜松アリーナをはじめとする市内スポーツ施設の豊富な管理運営実績を有する代表団体と、体育教室を展開し、スポーツ関連における企画、運営の実績を有する総合企業が共同事業体を構成し、両者の技能を活かした更なる市民スポーツの普及向上を目指すため。

(2) 概要

代表者	<u>公益財団法人浜松市体育協会</u> <ul style="list-style-type: none">・ 設 立：昭和55年3月26日・ 資 本 金：3億3160万2972円（令和2年3月31日現在）・ 設立目的：浜松市における健康・体力づくりを推進し、アマチュア精神を 培い、スポーツの普及・向上を図り、もって健康で明るい市民の 育成に寄与するため。・ 事業内容：①体育団体の育成強化及び連絡調整に関すること ②各種競技大会及びスポーツ教室の開催に関すること ③市スポーツ施設の管理運営に関すること ほか
構成員	<u>株式会社河合楽器製作所</u> <ul style="list-style-type: none">・ 設 立：昭和26年5月15日・ 資 本 金：71億2288万1532円・ 設立目的：次の事業を営むため。・ 事業内容：①各種楽器、木工品及び金属加工品の製造並びに販売 ②音楽普及教育事業及び体育保健教育事業 ③体育保健施設及びレジャー施設の運営 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	非公募
(2) 応募団体	1 件 ・公益財団法人浜松市体育協会グループ（候補者）
(3) 選定会議	<p>天竜区指定管理者選定会議</p> <p>(1)選定会議の構成</p> <p>議長：岡安 章宏 浜松市天竜区長</p> <p>委員：松下 和明（第三者委員＝NPO ほっと龍山事務局長）</p> <p>委員：小倉 啓子（第三者委員＝施設利用者代表）</p> <p>委員：渡辺 新五（第三者委員＝施設利用者代表）</p> <p>委員：古田 豊（第三者委員＝税理士）</p> <p>委員：新井 博文 浜松市天竜区副区長</p> <p>(2)審査日時 令和2年8月31日（月） 午後1時30分～午後4時45分</p> <p>(3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和2年8月31日（月）実施</p>
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設の運営実績を活かした施設管理体制となっており、利用者の利便性の向上や安定した施設運営に期待できる。 ・利用者及び施設の安全を考慮した人員配置の体制を取っている。 ・施設利用時におけるトラブル、災害などの緊急時において、施設の近隣に在住しているスタッフが応援できる体制になっている。 ・現在の施設運営における実績と経験を踏まえ、自主事業において多様な体育教室を開催し、地域との交流など地域活性化を重視した提案である。 ・その他の項目についても、共同事業体の特性を活かした実現可能な提案であることから、公益財団法人浜松市体育協会グループを指定管理者候補者として適任であると認めて選定した。

3 提案概要と評価内容

公益財団法人浜松市体育協会グループ	
提案概要	<p>①市内におけるスポーツ施設の運営実績と経験を活かし、安定した施設運営が出来る。</p> <p>②受付や管理業務等に対し、特定のスタッフが対応するのではなく、スタッフ全員が対応できる体制を整える。</p> <p>③緊急時に迅速に対応する体制の整備。</p> <p>④自主事業において多様な教室を開催し、地域との交流の場を設ける。</p>
提案金額	<p>(令和3年度) 15,728,000 円</p> <p>合計 <u>15,728,000 円</u></p>
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設の運営実績を活かした施設管理体制となっており、利用者の利便性の向上や安定した施設運営に期待できる。 ・利用者及び施設の安全を考慮した人員配置の体制を取っている。 ・施設利用時におけるトラブル、災害などの緊急時において、施設の近隣に在住しているスタッフが応援できる体制になっている。 ・現在の施設運営における実績と経験を踏まえ、自主事業において多様な体育教室を開催し、地域との交流など地域活性化を重視した提案である。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		公益財団法人 浜松市体育協 会グループ
1 施設運営管理方針に関する項目 （合格点4.8点以上） 小計	8	6.0
(1) 施設の性格や目的の理解	4	3.0
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	4	3.0
2 事業提案（計画）に関する項目 （合格点26.4点以上） 小計	44	33.1
(1) 事業の具体的取組み方（機能性）	5	3.8
(2) 施設の運営体制・職員の配置（責任性・実行性）	8	6.0
(3) 適正な管理・モニタリング（規律性）	6	4.4
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	8	6.4
(5) 市民サービスの向上（独創性）	7	5.4
(6) 環境・障がい者等への配慮（社会貢献）	5	3.3
(7) 平等利用（平等性）	5	3.8
3 指定管理者に関する項目 （合格点9.0点以上） 小計	15	11.9
(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	5	3.6
(2) 施設の運営実績（団体の能力）	5	4.3
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	5	4.0
4 活動拠点に関する項目 小計	3	3.0
浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	3.0
5 指定管理料に関する項目（1） （合格点6.0点以上） 小計	10	7.5
収支計画の妥当性	10	7.5
6 指定管理料に関する項目（2） 小計	20	0.0
上限額 - 提案額 _____ × 配点	20	0.0
上限額 - 下限額		
小 計	100	61.5
現指定期間の実績に基づく加減点	—	0.3
合 計	100	61.8

指定管理者の指定について（浜松市舞阪総合体育館、浜松市舞阪乙女園グラウンド）

(提案理由)

浜松市舞阪総合体育館及び浜松市舞阪乙女園グラウンドの指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地	名称
浜松市西区舞阪町舞阪 2 6 2 3 番地の 3 2	浜松市舞阪総合体育館
浜松市西区舞阪町弁天島 3 0 7 1 番地	浜松市舞阪乙女園グラウンド

2 指定管理者

所在地：浜松市東区和田町 8 0 8 番地の 1

名 称：公益財団法人浜松市体育協会 会長 大坪 豊生

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

公益財団法人浜松市体育協会

- ・設立：昭和55年3月26日
- ・資本金：3億3160万2972円（令和2年3月31日現在）
- ・設立目的：浜松市における健康・体力づくりを推進し、アマチュア精神を培い、スポーツの普及・向上を図り、もって健康で明るい市民の育成に寄与するため。
- ・事業内容：①体育団体の育成強化及び連絡調整に関すること
②各種競技大会及びスポーツ教室の開催に関すること
③市スポーツ施設の管理運営に関すること ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	2件 ・公益財団法人浜松市体育協会（候補者） ・シンコースポーツ・中部ビル保善グループ
(3) 選定会議	西区指定管理者選定会議 (1)選定会議の構成 議長：安間 浩 浜松市西区長 委員：村田 和彦（第三者委員＝運営面） 委員：加藤 洋子（第三者委員＝利用面・施設利用者） 委員：渥美 仁志（第三者委員＝利用面・施設利用者） 委員：神村 秀和（第三者委員＝経営面・税理士） 委員：金島 徹 浜松市西区副区長 (2)審査日時 令和2年8月27日（木） 午後1時00分～午後4時30分 (3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和2年8月27日（木）実施
(4) 選定理由	・公募したところ2者の応募があり、西区指定管理者選定会議で選定した。 ・西区内で同一指定管理者が管理する雄踏総合体育館ほか2施設と連携した事業計画が評価された。 ・プロスポーツチームとの連携、大学との共同事業等の事業提案が評価された。 ・舞阪地区体育振興会や地域のスポーツ団体と連携した地域密着型のスポーツイベントの提案が評価された。 以上の点を評価し、公益財団法人浜松市体育協会を候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

	公益財団法人浜松市体育協会	シンコースポーツ・中部ビル保善グループ
提案概要	<p>①西区エリアマネージャーを配置し、西区内の指定管理施設を統括して管理することでスケールメリットを活用。</p> <p>②自主事業については「産後ママのスキリエクササイズ教室」をはじめとする20教室を提案。</p> <p>③トレーニング室の有効活用策、プロスポーツチームとの連携及び大学との共同事業を提案。</p> <p>④舞阪地区体育振興会や市内の数多くのスポーツ団体と連携し、事業を展開することを提案。</p>	<p>①統括責任者1名、副統括責任者2名の配置を提案。</p> <p>②統括責任者に現在浜松市北部水泳場の統括責任者を務める方を充てる。</p> <p>③自主事業として「アクティブヨガ教室」をはじめとする19教室を提案。</p> <p>④市民サービス向上策としてトレーニング室リニューアルや卓球台増台等の19に及ぶ提案を行っている。</p> <p>⑤中部ビル保善(株)が維持管理業務を統括する。</p>
提案金額	<p>(令和3年度) 23,805,000円</p> <p>(令和4年度) 23,555,000円</p> <p>(令和5年度) 23,805,000円</p> <p>(令和6年度) 23,805,000円</p> <p>(令和7年度) 23,555,000円</p> <p>合計 118,525,000円</p>	<p>(令和3年度) 25,502,000円</p> <p>(令和4年度) 25,627,000円</p> <p>(令和5年度) 25,355,000円</p> <p>(令和6年度) 25,167,000円</p> <p>(令和7年度) 25,273,000円</p> <p>合計 126,924,000円</p>
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・西区内で同一指定管理者が管理する雄踏総合体育館ほか2施設との一体管理が可能となり、連携やスケールメリットの活用が期待できる。 ・自主事業については、舞阪地域の特徴を活かした教室、プロスポーツチームとの連携や大学との共同事業を取り入れた教室を提案しており期待できる。 ・舞阪地区体育振興会やスポーツ団体との連携により、地域密着型のスポーツイベントの展開が期待できる。 ・収支計画や自主事業計画は、過去の実績に基づいた堅実で妥当な計画であると評価できる。 ・廉価な指定管理料の金額の提案を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民サービス向上策として19に及ぶ積極的かつ具体的な提案を行っており評価できる。 ・積極的な提案は評価するが、根拠となる過去の実績が明確でないこと、経費や年間スケジュールを考慮すると実現性が低いと判断する。 ・人員配置は手厚いと評価できる。 ・収支計画及び自主事業計画が、過去の実績や立地条件、施設の容量等の施設の現状を踏まえていないと思われ、綿密な計画に裏打ちされた実現可能な計画とは言えない。 ・評価項目のうち「5指定管理料に関する項目(1)収支計画の妥当性」が合格点に達せず不合格となった。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点	
応募者（評価対象者）			公益財団法人 浜松市体育協会	シンコース ポーツ・中 部ビル保善 グループ
1	施設運営管理方針に関する項目 （合格点 4.8 点以上） 小計	8	5.9	5.3
	(1) 施設の性格や目的の理解	4	3.0	2.7
	(2) 施設の効用が発揮されるものであること	4	2.9	2.6
2	事業提案（計画）に関する項目 （合格点 27 点以上） 小計	45	31.1	29.3
	(1) 事業の具体的取組み方（機能性）	7	5.1	4.7
	(2) 施設の管理体制・運営職員の配置 （責任性・実行性）	5	3.3	3.0
	(3) 適正な管理・経理（明瞭性・規律性）	5	3.6	3.2
	(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	10	6.9	6.8
	(5) 市民サービスの向上・自主事業（独創性）	8	6.0	5.2
	(6) 環境・障がい者等への配慮（社会貢献）	5	3.0	3.2
	(7) 平等利用（平等性）	5	3.2	3.2
3	指定管理者に関する項目 （合格点 8.4 点以上） 小計	14	11.1	9.5
	(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	3	2.2	2.2
	(2) 施設の運営実績（団体の能力）	3	2.3	2.2
	(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	8	6.6	5.1
4	活動拠点に関する項目 小計	3	3.0	2.6
	浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	3.0	2.6
5	指定管理料に関する項目（1） （合格点 6.0 点以上） 小計	10	6.8	5.3
	収支計画の妥当性	10	6.8	5.3
6	指定管理料に関する項目（2） 小計	20	16.0	3.0
	$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$	20	16.0	3.0
小計		100	73.9	55.0
現指定管理の実績に基づく加減点			1.3	
合計			75.2	55.0

(第 131 号議案の説明資料)

スポーツ振興課

指定管理者の指定について（浜松市水窪総合体育館）

(提案理由)

浜松市水窪総合体育館の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市天竜区水窪町地頭方 2 4 1 番地の 3

名 称：浜松市水窪総合体育館

2 指定管理者

所在地：浜松市東区和田町 8 0 8 番地の 1

名 称：公益財団法人浜松市体育協会 会長 大坪 豊生

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

公益財団法人浜松市体育協会

- ・設立：昭和55年3月26日
- ・資本金：3億3160万2972円（令和2年3月31日現在）
- ・設立目的：浜松市における健康・体力づくりを推進し、アマチュア精神を培い、スポーツの普及・向上を図り、もって健康で明るい市民の育成に寄与するため。
- ・事業内容：①体育団体の育成強化及び連絡調整に関すること
②各種競技大会及びスポーツ教室の開催に関すること
③市スポーツ施設の管理運営に関すること ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	2件 ・公益財団法人浜松市体育協会（候補者） ・スポーツプラザ報徳・サン浜松営業所共同事業体（次点者）
(3) 選定会議	天竜区指定管理者選定会議 (1)選定会議の構成 議長：岡安 章宏 浜松市天竜区長 委員：松下 和明（第三者委員＝NPOほっと龍山事務局長） 委員：小倉 啓子（第三者委員＝施設利用者代表） 委員：渡辺 新五（第三者委員＝施設利用者代表） 委員：古田 豊（第三者委員＝税理士） 委員：新井 博文 浜松市天竜区副区長 (2)審査日時 令和2年8月31日（月） 午後1時30分～午後4時45分 (3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和2年8月31日（月）実施
(4) 選定理由	・公募したところ2者の応募があり、天竜区指定管理者選定会議で選定した。 ・現指定管理者としての経験、実績を活かした管理運営体制や危機管理体制となっており、安定した施設運営が期待できる。 ・地域特性を考慮した自主事業の提案がされており、地域住民の健康増進を図り、更なる市民サービスの向上が期待できる。 ・地元雇用や地元発注、地域団体との連携による事業実施等、地域活性化につながる地域貢献の提案がなされている。 以上の点を評価し、公益財団法人浜松市体育協会を候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

	公益財団法人浜松市体育協会	スポーツプラザ報徳・サン浜松営業所 共同事業体
提案概要	<ul style="list-style-type: none"> ①現指定管理者としての実績を活かし、地域スポーツの拠点となる管理運営を行う。 ②適正な人員配置により、安全安心を最優先とした管理運営を行う。 ③現行自主事業の継続、地域特性を踏まえた新規講座の企画により、スポーツの場を提供する。 ④地元雇用、地元発注の優先、地域団体との連携・協力による事業実施など地域貢献活動に積極的に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ①全国で多数のスポーツ施設の指定管理者実績がある代表団体と建物総合管理に精通した構成団体との共同事業体により、現実的かつ魅力的な管理運営を行う。 ②予防保全に努め、安全で快適な施設を提供する。 ③市民サービスの向上に向けた新たな取り組みを行う。 ④地域社会との積極的な連携、相互交流を進める取り組みを行う。
提案金額	(令和3年度) 21,539,000円 (令和4年度) 21,439,000円 (令和5年度) 21,439,000円 (令和6年度) 21,539,000円 (令和7年度) 21,439,000円 合計 <u>107,395,000円</u>	(令和3年度) 20,661,000円 (令和4年度) 20,211,000円 (令和5年度) 20,373,000円 (令和6年度) 20,535,000円 (令和7年度) 20,694,000円 合計 <u>102,474,000円</u>
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・現指定管理者として適正な施設管理を行っており、利用者拡大に向けた提案等、今後も安定した運営が期待できる。 ・高齢者の多い地域を考慮した講座やイベントの企画により、地域住民の健康増進に寄与する提案がなされている。 ・地元雇用を基本とし、適切な人員配置、緊急時に迅速に対応可能な管理体制としている。 ・これまでの管理運営実績に基づく、地域団体や地元企業との連携など積極的な地域貢献の提案がなされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の維持管理に精通した構成団体により、適正な維持管理が期待できる。 ・地域の特性を考慮した講座、イベントの企画など、利用者拡大に繋がる提案がなされている。 ・地元雇用、地元事業者の活用等地域活性化につながる提案がなされている。 ・施設立地を考慮すると、緊急時の対応など人員配置の点で、候補者となった応募者と比べ、不安がある。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点	
応募者（評価対象者）			公益財団法人 浜松市体育協会	スポーツ ラザ報徳・ サン浜松営 業所共同事 業体
1	施設運営管理方針に関する項目 （合格点 4.8 点以上） 小計	8	6.6	5.7
	(1) 施設の性格や目的の理解	4	3.4	2.8
	(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	4	3.2	2.9
2	事業提案（計画）に関する項目 （合格点 25.2 点以上） 小計	42	32.6	30.4
	(1) 事業の具体的取組み方（機能性）	5	4.0	3.6
	(2) 施設の管理体制・運営職員の配置 （責任性・実行性）	5	4.1	3.4
	(3) 適正な管理・モニタリング（規律性）	6	4.1	4.4
	(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	8	6.6	5.4
	(5) 市民サービスの向上（独創性）	8	7.2	6.4
	(6) 環境・障がい者等への配慮（社会貢献）	5	3.1	3.4
	(7) 平等利用（平等性）	5	3.5	3.8
3	指定管理者に関する項目 （合格点 10.2 点以上） 小計	17	14.6	12.9
	(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	5	4.0	4.0
	(2) 施設の運営実績（団体の能力）	5	4.3	4.0
	(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	7	6.3	4.9
4	活動拠点に関する項目 小計	3	3.0	1.2
	浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	3.0	1.2
5	指定管理料に関する項目（1） （合格点 6.0 点以上） 小計	10	7.3	7.8
	収支計画の妥当性	10	7.3	7.8
6	指定管理料に関する項目（2） 小計	20	5.3	8.1
	$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$	20	5.3	8.1
小計		100	69.4	66.1
現指定期間の実績に基づく加減点			1.7	
合計			71.1	66.1

(第 132 号議案の説明資料)

スポーツ振興課

指定管理者の指定について（浜松市天竜 B & G 海洋センター）

(提案理由)

浜松市天竜 B & G 海洋センターの指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市天竜区二俣町阿蔵 330 番地の 2

名 称：浜松市天竜 B & G 海洋センター

2 指定管理者

所在地：神奈川県小田原市堀之内 458 番地

名 称：スポーツプラザ報徳・中部ビル保善共同事業体

(代表者) 神奈川県小田原市堀之内 458 番地

株式会社スポーツプラザ報徳 代表取締役 安藤 博二

(構成員) 浜松市中区常盤町 132 番地の 18

中部ビル保善株式会社 代表取締役 石井 宏司

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

(1) 指定管理者がグループを編成した目的

代表者の株式会社スポーツプラザ報徳が浜松市天竜B&G海洋センターの運営に向け、施設管理の経験豊かな中部ビル保善株式会社と協力することで、お互いの特徴や経験を活かし、安心・安全な指定管理業務を実施し、施設管理業務を効率的かつ効果的に達成するため。

(2) 概要

代表者	<u>株式会社スポーツプラザ報徳</u> <ul style="list-style-type: none">・ 設 立：昭和62年10月21日・ 資 本 金：1億円・ 設立目的：次の事業を営むため。・ 事業内容：①水泳、ダイビング、柔剣道、スキー、体操教室及びスポーツクラブの経営並びに管理運営 ②スポーツに関する興業の企画、実施 ③屋内外プール、スポーツ施設の設計施工及び管理運営並びに清掃業務 ほか
構成員	<u>中部ビル保善株式会社</u> <ul style="list-style-type: none">・ 設 立：昭和47年5月1日・ 資 本 金：1,200万円・ 設立目的：次の事業を営むため。・ 事業内容：①不動産管理業 ②建築物並びに附帯設備の維持管理 ③地方自治法に基づく指定管理者制度による公の施設の管理運営 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	2件 <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツプラザ報徳・中部ビル保善共同事業体（候補者） ・遠鉄アシスト株式会社（次点者）
(3) 選定会議	<p>天竜区指定管理者選定会議</p> <p>(1)選定会議の構成</p> <p>議長：岡安 章宏 浜松市天竜区長</p> <p>委員：松下 和明（第三者委員＝NPOほっと龍山事務局長）</p> <p>委員：小倉 啓子（第三者委員＝施設利用者代表）</p> <p>委員：渡辺 新五（第三者委員＝施設利用者代表）</p> <p>委員：古田 豊（第三者委員＝税理士）</p> <p>委員：新井 博文 浜松市天竜区副区長</p> <p>(2)審査日時 令和2年8月31日（月） 午後1時30分～午後4時45分</p> <p>(3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和2年8月31日（月）実施</p>
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・公募したところ2者の応募があり、天竜区指定管理者選定会議で選定した。 ・全国で多くのスポーツ施設の指定管理運営実績がある企業と、浜松市を中心に建物管理実績が豊富な市内企業との共同事業体により、効率的な管理運営の提案がされた。 ・利用者拡大につながる取り組みなど、市民サービスの向上や市民の健康増進に寄与する提案がなされている。 ・一般利用と自主事業のバランスに配慮しながら、適切な事業計画を策定し、指定管理料の削減に努めている。 <p>以上の点を評価し、スポーツプラザ報徳・中部ビル保善共同事業体を候補者として選定した。</p>

3 提案概要と評価内容

	スポーツプラザ報徳・中部ビル保善共同事業体	遠鉄アシスト株式会社
提案概要	<p>①全国で多数のスポーツ施設の指定管理者実績がある代表団体と市内で多くの建物管理実績がある構成団体との共同事業体により、効率的に管理運営を行う。</p> <p>②代表団体が前指定管理者である実績を活かし、安全安心な施設運営に適正な人員配置により管理運営を行う。</p> <p>③市民サービスの向上のため、料金設定等具体的な取り組みを継続する。</p> <p>④幅広い教室事業により安定した収入基盤を確保し、指定管理料の削減、地域還元を実現していく。</p> <p>⑤全国8箇所のB & G海洋センターの指定管理実績を活かしていく。</p>	<p>①浜松市を中心に指定管理者経験の豊富な地元企業として、安心・安全な施設運営を行い、地域貢献に取り組む。</p> <p>②施設の特性を考慮し、安全安心な施設運営に適正な人員配置を行う。</p> <p>③地元企業であること、グループのネットワークを活用し、効率的な管理運営に取り組む。</p> <p>④自主事業において、関連施設と連携した多様な教室事業により施設の活性化と市民サービスの向上を図る。</p>
提案金額	<p>(令和3年度) 18,060,000円</p> <p>(令和4年度) 17,280,000円</p> <p>(令和5年度) 17,160,000円</p> <p>(令和6年度) 16,440,000円</p> <p>(令和7年度) 15,858,000円</p> <p>合計 84,798,000円</p>	<p>(令和3年度) 21,000,000円</p> <p>(令和4年度) 21,000,000円</p> <p>(令和5年度) 21,500,000円</p> <p>(令和6年度) 21,000,000円</p> <p>(令和7年度) 21,000,000円</p> <p>合計 105,500,000円</p>
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> これまでの管理運営実績に基づく利用見込等から、安定した運営が期待できる。 一般利用と自主事業のバランスに配慮しながら、適切に収支及び事業計画を策定し、指定管理料の削減に努めている。 利用者拡大につながる取り組み等、市民サービスの向上や市民の健康増進に寄与する提案がなされている。 	<ul style="list-style-type: none"> 運営にあたる人員配置が具体的に示され、安全対策の取り組みの提案がなされている。 地域に根差した企業であることを活かし、地域団体や関連施設と連携した事業の提案がなされている。 住民の健康増進や地域との交流等、多様な講座やイベントの提案がなされている。 指定管理料の提案額について、候補者となった応募者より高額であった。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点	
応募者（評価対象者）			スポーツ ラザ報徳・ 中部ビル保 善共同事業 体	遠鉄アシス ト株式会社
1	施設運営管理方針に関する項目 （合格点 4.8 点以上） 小計	8	6.2	6.3
	(1) 施設の性格や目的の理解	4	3.2	3.2
	(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	4	3.0	3.1
2	事業提案（計画）に関する項目 （合格点 27.0 点以上） 小計	45	34.1	34.9
	(1) 事業の具体的取組み方（機能性）	5	4.0	4.3
	(2) 施設の運営体制・職員の配置 （責任性・実行性）	8	6.0	6.2
	(3) 適正な管理・モニタリング （明瞭性・規律性）	6	4.4	4.4
	(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	10	7.8	8.3
	(5) 市民サービスの向上（独創性）	6	5.0	5.0
	(6) 環境・障がい者等への配慮（社会貢献）	5	3.1	3.3
	(7) 平等利用（平等性）	5	3.8	3.4
3	指定管理者に関する項目 （合格点 9.6 点以上） 小計	16	12.2	12.5
	(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	5	3.8	3.9
	(2) 施設の運営実績（団体の能力）	5	4.3	4.1
	(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	6	4.1	4.5
4	活動拠点に関する項目 小計	3	2.6	3.0
	浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	2.6	3.0
5	指定管理料に関する項目（1） （合格点 6.0 点以上） 小計	10	8.3	7.5
	収支計画の妥当性	10	8.3	7.5
6	指定管理料に関する項目（2） 小計	18	13.9	2.7
	$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$	18	13.9	2.7
合 計		100	77.3	66.9

指定管理者の指定について（浜松市雄踏文化センター）

(提案理由)

浜松市雄踏文化センターの指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市西区雄踏町宇布見 5 4 2 7 番地

名 称：浜松市雄踏文化センター

2 指定管理者

所在地：浜松市東区和田町 7 0 8 番地の 1

名 称：東海ビル管理グループ

（代表者）浜松市東区和田町 7 0 8 番地の 1

東海ビル管理株式会社 代表取締役 高橋 一博

（構成員）愛知県豊川市豊が丘町 1 9 8 番地 1

株式会社ピーアンドピー 代表取締役 彦坂 知秀

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

(1) 指定管理者がグループを編成した目的

平成28年度から令和2年度までの指定管理期間について、東海ビル管理株式会社、株式会社ピーアンドピーの2者による共同事業体を編成して、効率的な運営管理業務の実施を図っていることから、継続して構成員の実績、人材、経験を活かした管理運営を図るため。

(2) 概要

代表者	<u>東海ビル管理株式会社</u> <ul style="list-style-type: none">・設立：昭和53年9月1日・資本金：1,000万円・設立目的：次の事業を営むため。・事業内容：①ビルディング、その他建造物の清掃管理業務 ②ビルディング、その他建造物の設備（空調設備、給排水設備、電気設備、冷暖房設備、消防設備、衛生設備）の施工、保全、保守、管理業務 ③エレベーター、守衛、夜警、電話交換、受付、駐車場、ベトナムイク、管理業務 ほか
構成員	<u>株式会社ピーアンドピー</u> <ul style="list-style-type: none">・設立：平成元年4月10日・資本金：1,450万円・設立目的：次の事業を営むため。・事業内容：①劇場、興行場、スポーツ施設の受託運営 ②文化施設の舞台の保守受託管理 ③各種催事の舞台の設営、監督及び舞台装置の技術操作 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1件 ・東海ビル管理グループ（候補者）
(3) 選定会議	<p>西区役所指定管理者選定会議</p> <p>(1)選定会議の構成</p> <p>委員長：安間 浩 西区長</p> <p>副委員長：金島 徹 西区副区長</p> <p>委員：村田 和彦（第三者委員＝元公益財団法人理事）</p> <p>委員：加藤 洋子（第三者委員＝商工会理事）</p> <p>委員：渥美 仁志（第三者委員＝元西区協議会委員）</p> <p>委員：神村 秀和（第三者委員＝税理士）</p> <p>(2)審査日時 令和2年8月27日（木） 午後1時～午後4時30分</p> <p>(3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和2年8月27日（木）実施</p>
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・現指定管理者として、施設の性格や設置目的を十分理解し、適切な施設の管理体制・運営職員の配置のもと長年にわたって当該施設を管理してきた実績があり、今後も堅実な運営が期待できる。 ・施設の利便性を向上させるための提案が引き続きされている。 ・利用の拡大を目指した新たな提案があり、市民サービスの向上につながることを期待できる。 ・以上の点を評価し、東海ビル管理グループ（代表者：東海ビル管理株式会社、構成員：株式会社ピーアンドピー）を候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

東海ビル管理グループ													
提案概要	<p>①12年間指定管理者として当該施設を管理し蓄積したノウハウを更に磨き上げ、芸術文化の発信拠点として、にぎわいの絶えない施設を目指す。</p> <p>②利用料金の割引、開館時間の延長、Wi-Fi の設置などのサービス向上策により、利用促進を図る。</p> <p>③自主事業として、新規イベント6事業、継続イベント18事業、カルチャー講座23教室を提案。</p>												
提案金額	<table> <tr> <td>(令和3年度)</td> <td>42,970,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和4年度)</td> <td>47,862,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和5年度)</td> <td>43,470,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和6年度)</td> <td>42,970,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和7年度)</td> <td>42,970,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>220,242,000円</u></td> </tr> </table>	(令和3年度)	42,970,000円	(令和4年度)	47,862,000円	(令和5年度)	43,470,000円	(令和6年度)	42,970,000円	(令和7年度)	42,970,000円	合計	<u>220,242,000円</u>
(令和3年度)	42,970,000円												
(令和4年度)	47,862,000円												
(令和5年度)	43,470,000円												
(令和6年度)	42,970,000円												
(令和7年度)	42,970,000円												
合計	<u>220,242,000円</u>												
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・現指定管理者として、施設の性格や設置目的を十分理解し、適切な施設の管理体制・運営職員の配置のもと長年にわたって当該施設を管理してきた実績があり、今後も堅実な運営が期待できる。 ・施設の利便性を向上させるための提案が引き続きされている。 ・利用の拡大を目指した新たな提案があり、市民サービスの向上につながる事が期待できる。 												

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		東海ビル管理グループ
1 施設運営管理方針に関する項目 （合格点 4.8 点以上）	8	5.7
小計		
(1) 施設の性格や目的の理解	4	2.9
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	4	2.8
2 事業提案（計画）に関する項目 （合格点 30.0 点以上）	50	34.4
小計		
(1) 事業の具体的取組み方（機能性）	9	6.3
(2) 施設の管理体制・運営職員の配置 （責任性・実行性）	8	5.8
(3) 適正な管理・モニタリング（規律性）	9	6.1
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	7	4.6
(5) 市民サービスの向上（独創性）	7	5.0
(6) 環境・障がい者等への配慮（社会貢献）	5	3.2
(7) 平等利用（平等性）	5	3.4
3 指定管理者に関する項目 （合格点 10.2 点以上）	17	12.3
小計		
(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	5	3.6
(2) 施設の運営実績（団体の能力）	5	3.8
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	7	4.9
4 活動拠点に関する項目	3	3.0
小計		
浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	3.0
5 指定管理料に関する項目（1） （合格点 6.0 点以上）	10	6.6
小計		
収支計画の妥当性	10	6.6
6 指定管理料に関する項目（2）	12	0.0
小計		
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$	12	0.0
現指定期間の実績に基づく加減点	—	1.5
合 計	100	63.5

指定管理者の指定について（浜松市立賀茂真淵記念館）

(提案理由)

浜松市立賀茂真淵記念館の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市中区東伊場一丁目 2 番 2 号

名 称：浜松市立賀茂真淵記念館

2 指定管理者

所在地：浜松市中区東伊場一丁目 2 番 2 号

名 称：一般社団法人浜松史蹟調査顕彰会 会長 北脇 保之

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

一般社団法人浜松史蹟調査顕彰会

- ・設 立：昭和 51 年 12 月 15 日
- ・設立目的：私たちが生まれ育った地域社会において、殖産興業及び文化振興に努めることにより地域の発展に尽くした先覚者の史蹟及び事績を調査及び顕彰することにより、それを後世に伝え、郷土愛を育成することを目的とする。
- ・事業内容：①史蹟の調査、顕彰及び保存
②郷土の先覚者の事蹟調査及び顕彰
③郷土の産業及び文化に関する資料の蒐集、整備及び保存
④前 3 号に関する資料の刊行及び研究会、講演会、展覧会等の開催
⑤浜松市立賀茂真淵記念館管理運営の受託
⑥前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業並びにこの法人の目的を達成するために必要な事業

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1 件 ・一般社団法人浜松史蹟調査顕彰会（候補者）
(3) 選定会議	<p>市民部指定管理者選定会議（文化振興担当部会）</p> <p>(1)選定会議の構成</p> <p>部会長：中村 公彦 浜松市市民部文化振興担当部長 副部会長：金子 哲也 浜松市市民部参事兼スポーツ振興課長 委員：影山 元紀 浜松市市民部創造都市・文化振興課長 委員：平田 隆 浜松市市民部創造都市・文化振興課生涯学習担当課長（欠席） 委員：A（第三者委員＝運営面・施設の運営等に関して知識・経験を有する者） 委員：B（第三者委員＝利用面・施設利用者） 委員：C（第三者委員＝利用面・施設利用者） 委員：D（第三者委員＝利用面・施設利用者）（欠席） 委員：E（第三者委員＝経営面・税理士）</p> <p>(2)審査日時 令和2年8月26日（水） 午後1時15分～午後4時45分</p> <p>(3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和2年8月26日（水）実施</p>
(4) 選定理由	<p>施設の設置目的を非常に良く理解しており、その目的を達成するための運営体制が整備されている。また、展示資料の充実に加え、賀茂真淵はじめ遠江の国学者に関する資料の収集・保存・研究が適切に行える事業計画が提案されている。</p> <p>さらに、学校への出前講座、SNS を利用した情報発信等、若い世代の利用者増の取り組みを積極的に行うことも提案されている。</p> <p>これらを総合的に評価した結果、選定基準に規定する条件を満たしたため上記候補者を選定した。</p>

3 提案概要と評価内容

一般社団法人浜松史蹟調査顕彰会	
提案概要	<p>賀茂真淵翁をはじめ、遠江の多くの門人・国学者たちの業績を顕彰し、浜松市民はもとより、県内外から訪れる入館者の皆様に伝え、併せて郷土の育んできた文化を伝承・発信する施設として運営し、当地域の文化創造に貢献する。</p> <p>《重点項目》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報発信の強化 ・入館者の利便性向上対策 ・講座事業における市民サービスの向上 ・収蔵史料の活用と展示の充実 ・観光への寄与 ・学術機関等との連携
提案金額	<p>(令和3年度) 21,780,000円 (令和4年度) 21,780,000円</p> <p>(令和5年度) 21,780,000円 (令和6年度) 21,780,000円</p> <p>(令和7年度) 21,780,000円 合計 <u>108,900,000円</u></p>
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国学・郷土史を親しむ場の提供、分かりやすい展示、収蔵資料の保全と新たな資料収集について、具体的かつ施設の設置目的を十分に理解した提案がされており、評価できる。 ・SNSの活用、アニメーション制作等、若い世代や観光関係機関への働きかけについて提案されており、情報発信の強化と入館者増加対策として期待できる。 ・国学者を顕彰する施設、学術機関との連携強化について、国学関係資料の収集、調査、研究、展示等の実施に取り組む積極的な姿勢が評価できる。 ・長年にわたる施設の運営実績があり、運営体制と学術知識を持った職員の配置について、評価できる。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		一般社団法人浜松史蹟調査顕彰会
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 6.0 点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	3	2.6
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	7	5.4
小 計	10	8.0
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 26.4 点以上）		
(1) 事業の具体的取組み方（機能性）	8	6.3
(2) 施設の運営体制・職員の配置（責任性・実行性）	6	4.2
(3) 適正な管理・モニタリング（規律性）	5	3.5
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	5	3.4
(5) 市民サービスの向上（独創性）	9	6.7
(6) 環境への配慮	3	1.8
(7) 障がい者等への配慮（雇用・利用等）	3	1.9
(8) 平等利用（平等性）	5	3.1
小 計	44	30.9
3 指定管理者に関する項目（合格点 7.8 点以上）		
(1) 団体の人的・財政的能力（経営の健全性）	4	2.6
(2) 施設の運営実績（団体の能力）	4	3.1
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	5	3.9
小 計	13	9.6
4 活動拠点に関する項目		
浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	3.0
小 計	3	3.0
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 6.0 点以上）		
収支計画の妥当性	10	7.4
小 計	10	7.4
6 指定管理料に関する項目（2）		
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$	20	0.5
小 計	20	0.5
現指定期間の実績に基づく加点		0.7
合 計		100
		60.1

指定管理者の指定について（浜松市福祉交流センター）

(提案理由)

浜松市福祉交流センターの指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市中区成子町 1 4 0 番地の 8

名 称：浜松市福祉交流センター

2 指定管理者

所在地：浜松市中区成子町 1 4 0 番地の 8

名 称：社会福祉法人浜松市社会福祉協議会グループ

（代表者）浜松市中区成子町 1 4 0 番地の 8

社会福祉法人浜松市社会福祉協議会 会長 山口 智之

（構成員）浜松市中区田町 3 2 4 番地の 3

東海美装興業株式会社 代表取締役 菅原 英継

（構成員）浜松市中区中島一丁目 3 5 番 1 6 号

株式会社ステージ・ループ 代表取締役 天野 賢次

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

(1) 指定管理者がグループを編成した目的

グループ構成員間でアイデアを持ち寄り、より高い効果をあげるべく、福祉に精通した社会福祉法人と経営力と技術力を持つ株式会社が共同事業体を組むことにより、経験と実績を活かした安定的で効率的な管理運営を総合的に実施する。

(2) 概要

代表者	<u>社会福祉法人浜松市社会福祉協議会</u> <ul style="list-style-type: none">・ 設 立：昭和42年3月15日・ 資産の総額：14億5,082万3,568円・ 設立目的：次の事業を営むことを目的とする。・ 事業内容：①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 ②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 ③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 ほか
構成員	<u>東海美装興業株式会社</u> <ul style="list-style-type: none">・ 設 立：昭和38年3月4日・ 資 本 金：1,000万円・ 設立目的：次の事業を営むことを目的とする。・ 事業内容：①建築物の清掃 ②建築物の電気・空調、給排水設備の運転保守管理 ③建築物の維持管理に関するコンサルタント ほか
構成員	<u>株式会社ステージ・ループ</u> <ul style="list-style-type: none">・ 設 立：昭和57年2月20日・ 資 本 金：1,500万円・ 設立目的：次の事業を営むことを目的とする。・ 事業内容：①舞台、テレビ、ホール、催事場、映画等の照明、音響、舞台美術、映像に関する設計、設備、施工、制作、運営、管理及び操作 ②上記の照明、音響、舞台美術、映像の器材の販売、貸出、修理 ③CD、DVD、ビデオテープ、ビデオディスクなどへの録音録画、録音録画物の企画・制作・製造及び販売 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1件 ・社会福祉法人浜松市社会福祉協議会グループ（候補者）
(3) 選定会議	健康福祉部指定管理者選定会議 (1)選定会議の構成 委員 長：山下 昭一 浜松市健康福祉部長（欠席） 副委員長：小田切 峰二 浜松市健康福祉部次長 委員：谷 哲夫（第三者委員＝聖隷クリストファー大学教授） 委員：松井 章子（第三者委員＝浜松市浜松手をつなぐ育成会副会長） 委員：幸田 享子（第三者委員＝老人クラブ連合会副会長） 委員：野村 順也（第三者委員＝税理士） (2) 審査日時 令和2年9月3日（木） 午後1時30分～午後3時00分 (3) 申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和2年9月3日（木）実施
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・同施設の指定管理者としての実績があり、施設の設置目的を十分理解していると認められる。 ・施設の効用発揮に努める提案がなされており、管理体制及び収支計画も妥当なものであることから適切な管理運営が期待できると認められる。

3 提案概要と評価内容

社会福祉法人浜松市社会福祉協議会グループ	
提案概要	<p>①施設の設置目的を理解し、障害を持つ方をはじめ、誰もが利用しやすい場を提供し、地域福祉活動の推進に大きな役割を果たす施設とする。</p> <p>②多目的機能を持つ施設の特徴を生かした事業を展開し、利用促進を図る。</p> <p>③共同事業体により、効率的な管理運営を総合的に実施する。</p> <p>④平等利用の観点に立ちつつ、障害を持つ方をはじめ、利用者の特性にあった「きめ細やかな」接客サービスを提供する。</p>
提案金額	<p>(令和3年度) 41,114,000円</p> <p>(令和4年度) 48,177,000円</p> <p>(令和5年度) 53,705,000円</p> <p>(令和6年度) 53,705,000円</p> <p>(令和7年度) 53,705,000円</p> <p>合計 250,406,000円</p>
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の性格や目的を適切に理解している。 ・今までの指定管理実績を活かし、確実に効率的な管理運営の実践することが期待できる。 ・防犯・防災対策に加え、緊急時や災害時の危機管理体制が十分に整備され、各種訓練も行われている。 ・障害を持つ方をはじめ、利用者の特性にあった接客サービスの提供が期待できる。 ・独創性、持続性及び創意工夫等をもった自主事業の実施により、利用者ニーズにあった事業展開に努めることで、市民サービスの向上と利用者増が期待できる。 ・団体として必要十分な物的及び財政的能力を有し、類似施設の運営実績も豊富である。 ・市内に主な活動拠点を複数有している。 ・維持管理業務の効率化を図ることで、支出を減らすための工夫をしている。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点
応募者（評価対象者）			社会福祉法人浜松市社会福祉協議会グループ
1	施設運営管理方針に関する項目 （合格点 6.0 点以上） 小計	10	8.1
	(1) 施設の性格や目的の理解	5	4.1
	(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	5	4.0
2	事業提案（計画）に関する項目 （合格点 28.2 点以上） 小計	47	36.5
	(1) 事業の具体的取組み方（機能性）	8	5.6
	(2) 施設の管理体制・運営職員の配置 （責任性・実行性）	8	6.3
	(3) 適正な管理・経理（明瞭性・規律性）	5	3.7
	(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	8	5.8
	(5) 市民サービスの向上・自主事業（独創性）	5	4.0
	(6) 環境・障がい者への配慮（社会貢献）	8	6.8
	(7) 平等利用（平等性）	5	4.3
3	指定管理者に関する項目 （合格点 9.0 点以上） 小計	15	11.9
	(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	5	3.8
	(2) 施設の運営実績（団体の能力）	5	4.1
	(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	5	4.0
4	活動拠点に関する項目 小計	3	3.0
	浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	3.0
5	指定管理料に関する項目（1） （合格点 6.0 点以上） 小計	10	7.9
	収支計画の妥当性	10	7.9
6	指定管理料に関する項目（2） 小計	15	0.0
	$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$	15	0.0
合 計		100	67.4

(第 136 号議案の説明資料)

病院管理課

指定管理者の指定について（浜松医療センター）

(提案理由)

浜松医療センターの指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市中区富塚町 3 2 8 番地

名 称：浜松医療センター

2 指定管理者

所在地：浜松市中区富塚町 3 2 8 番地

名 称：公益財団法人浜松市医療公社 理事長 山下 堅司

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

公益財団法人浜松市医療公社

- ・設立：昭和47年11月1日
- ・基本財産：5億500万円
- ・設立目的：浜松市及びその周辺の地域住民に対する公衆衛生の向上及び地域医療の連携強化を推進し、もって住民の健康及び福祉の増進に寄与すること。
- ・事業内容：
 - (1) オープンシステムによる地域診療所等からの不特定多数の紹介患者の診療
 - (2) 地域診療所等への手術設備、高度医療機器及び病床の提供
 - (3) 地域医療支援病院として診療所等との連携及び機能分担の推進
 - (4) 地域の救急医療の提供及び小児・周産期医療の確保
 - (5) 災害拠点病院として医療救護活動の実施
 - (6) 感染症指定医療機関として疫病対策の実施
 - (7) 地域性を考慮した特定健診、がん検診、生活指導等の実施
 - (8) 地域住民の健康増進及び疾病予防のための公衆衛生活動の実施
 - (9) 医学及び医療の向上に関する調査・研究の実施
 - (10) 臨床研修指定病院として臨床研修医に対する教育研修の実施
 - (11) 大学の関連教育病院として学生に対する教育研修の実施
 - (12) 医療と介護の連携推進事業の支援
 - (13) 職員の子ども及び地域の子どもに対する保育事業の実施
 - (14) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	非公募
(2) 応募団体	1件 ・公益財団法人浜松市医療公社（候補者）
(3) 選定会議	健康福祉部指定管理者選定会議 (1)選定会議の構成 委員長：板倉 称 浜松市健康福祉部参与 副委員長：松下 文明 浜松市健康福祉部次長兼病院管理課長 委員：後藤 励（第三者委員＝運営面・施設の運営等に関して知識・経験を有する者） 委員：町田 あつ子（第三者委員＝経営面・税理士） 委員：大久保 忠俊（第三者委員＝利用面・施設利用者）※欠席 (2)審査日時 令和2年9月3日（木） 午後2時～午後3時20分 (3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和2年9月3日（木）実施
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・公立病院の役割を的確に理解し、救急、小児・周産期、感染症などの政策的医療及びがん診療などの高度・専門医療への積極的な取組みに対する提案がなされている。 ・また、具体的な経営戦略を基に収支計画が策定されている。 ・これらの点や候補者の現指定管理者としての病院運営の実績を評価し、候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

公益財団法人浜松市医療公社	
提案概要	<p>①地域医療機関との役割分担・連携をさらに深め、引き続き、救急医療、小児・周産期医療、感染症医療、災害時医療、がん診療、アレルギー診療、高度先進医療など、質の高い水準の医療を安全に提供する。</p> <p>②令和5年度の新病院開設においては、高度急性期病院として集中治療病床や手術室等の機能強化及び充実を図る。</p> <p>③医療従事者の育成に努めるとともに、医療と介護の連携の推進、静岡県西部医療圏の公立病院との連携により、地域医療を確保する。</p>
提案金額	<p>(令和3年度から令和7年度)</p> <p>指定管理者との間で年度ごとに締結する協定で定める政策的医療交付金の合計額</p>
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・浜松医療センターの開設以来、静岡県西部地域の中核病院として、不採算医療を含めた総合的なヘルスケアを地域医療機関とともに担ってきた実績がある。 ・公立病院の役割を的確に理解し、地域医療の「最後の砦」として、政策的医療及びがん診療、アレルギー診療など高度・専門医療等に対する積極的な取り組みが提案されている。 ・医療事故及び院内感染の発生防止対策に積極的に取り組み、医療の質及び安全を確保している。 ・医学部学生の臨床実習の受け入れ拡充など、医療従事者の人材育成に取り組み、地域の医療水準の向上の貢献に関する提案がなされている。 ・社会的要因や競争環境が厳しい中、具体的な経営戦略を基に収支計画が策定されている。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		公益財団法人 浜松市医療公社
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 6.0 点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	5	4.3
(2) 施設への効用が発揮されるものであること	5	4.1
小 計	10	8.4
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 27.0 点以上）		
(1) 事業の具体的取組み方（機能性）	10	8.1
(2) 施設の管理体制・運営職員の配置（責任性・実行性）	8	6.5
(3) 適正な管理・モニタリング（明瞭性・規律性）	7	5.4
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	7	5.3
(5) 市民サービスの向上・自主事業（独創性）	5	4.7
(6) 環境・障がい者等への配慮（社会貢献）	5	4.1
(7) 平等利用（平等性）	3	2.6
小 計	45	36.7
3 指定管理者に関する項目（合格点 12.0 点以上）		
(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	7	5.7
(2) 施設の運営実績（団体の能力）	7	6.2
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	6	5.3
小 計	20	17.2
4 収支計画に関する項目（合格点 15.0 点以上）		
収支計画の妥当性	25	18.4
小 計	25	18.4
合 計	100	80.7

(第 137 号議案の説明資料)

産業振興課

指定管理者の指定について (浜松市総合産業展示館)

(提案理由)

浜松市総合産業展示館の指定管理者について、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市東区流通元町 20 番地の 2

名 称：浜松市総合産業展示館

2 指定管理者

所在地：浜松市東区丸塚町 169 番地

名 称：ヤタロー・共同グループ

(代表者) 浜松市東区丸塚町 169 番地

株式会社ヤタロー 代表取締役 中村 伸宏

(構成員) 浜松市東区子安町 315 番地の 13

株式会社共同 代表取締役 有賀 公哉

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

(1) 指定管理者がグループを編成した目的

豊富な公共施設の管理運営実績による充実した研修と人材サポート体制を有する代表企業と、施設の総合管理企業が共同事業体を構成し、両者の市内における実績を活かした更なる利用者サービスの拡充を目指すため。

(2) 概要

代表者	<u>株式会社ヤタロー</u> <ul style="list-style-type: none">・ 設 立：昭和23年8月23日・ 資 本 金：1,200万円・ 設立目的：次の事業を営むことを目的とする。・ 事業内容：①管理運営業務 ②レストラン運営業務 ③自社ブランド商品の製造・販売業務 ほか
構成員	<u>株式会社共同</u> <ul style="list-style-type: none">・ 設 立：昭和53年4月12日・ 資 本 金：1,000万円・ 設立目的：次の事業を営むことを目的とする。・ 事業内容：①ビルマネジメント業務 ②マンション管理業務 ③総合警備業務 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1 件 ・ヤタロー・共同グループ（候補者）
(3) 選定会議	<p>産業部指定管理者選定会議</p> <p>(1)選定会議の構成</p> <p>委員長：藤野 仁 浜松市産業部長 副委員長：江馬 正信 浜松市産業部次長 委員：鈴木 純一（第三者委員＝浜松商工会議所総務管理課長） 委員：住川 守雄（第三者委員＝静岡県中小企業団体中央会西部事務所長） 委員：坂部 友紀（第三者委員＝ヤマハ労働組合中央執行委員） 委員：新井 泰雄（第三者委員＝税理士）</p> <p>(2) 審査日時</p> <p>令和2年8月28日（金） 午後3時00分～午後4時30分</p> <p>(3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和2年8月28日（金）実施</p>
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・公募したところ、現指定管理者であるヤタロー・共同グループ1者から応募があり、産業部選定会議で選定した。 ・浜松市における産業振興の拠点である施設の性格や目的等の基本方針を十分理解しており、施設運営の実績に優れ、施設利用者が安全・安心に利用できる提案がされた。 ・施設の休館後における施設利用者の獲得について、積極的かつ効果的と思われる提案がされた。 ・新型コロナウイルス対応として、感染拡大防止策の継続により施設利用者の安全確保に努める姿勢が見られる提案がされた。 ・以上の点を評価し、適切な管理運営が期待できることから候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

ヤタロー・共同グループ															
提案概要	<ul style="list-style-type: none"> ①実績に基づいた適正な人員配置など施設運営の提案 ②自主事業として、地域の賑わい創出イベントの開催 ③休館後の施設利用者獲得についての提案 ④収支計画及び指定管理料、指定管理者納入金についての提案 														
提案金額	<p>指定管理料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(令和3年度)</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td>(令和4年度)</td> <td style="text-align: right;">5,000,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;"><u>5,000,000円</u></td> </tr> </table> <p>市への納入金</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(令和5年度)</td> <td style="text-align: right;">25,000,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和6年度)</td> <td style="text-align: right;">25,000,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和7年度)</td> <td style="text-align: right;">25,000,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;"><u>75,000,000円</u></td> </tr> </table> <p>※2年目は市から指定管理者へ指定管理料を支払い、3年目から5年目は指定管理者から市へ指定管理者納入金を支払う。</p>	(令和3年度)	0円	(令和4年度)	5,000,000円	合計	<u>5,000,000円</u>	(令和5年度)	25,000,000円	(令和6年度)	25,000,000円	(令和7年度)	25,000,000円	合計	<u>75,000,000円</u>
(令和3年度)	0円														
(令和4年度)	5,000,000円														
合計	<u>5,000,000円</u>														
(令和5年度)	25,000,000円														
(令和6年度)	25,000,000円														
(令和7年度)	25,000,000円														
合計	<u>75,000,000円</u>														
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ①過去11年間の指定管理者としての実績を基に、適切な人員配置や効率的な管理運営方法及び将来を見越した人材育成計画を評価した。 ②産業の発展及び地域への貢献につながる自主事業を評価した。 ③早期の営業活動や、ウェブサイトのリニューアル、記念式典等の多様な事業計画を評価した。 ④実績に基づいた適切な収支計画及び細やかな環境意識、コスト意識を評価した。 														

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点
応募者（評価対象者）			ヤタロー・共同グループ
1	施設運営管理方針に関する項目 （合格点 6.0 点以上） 小計	10	7.9
	(1) 施設の性格や目的の理解	5	4.1
	(2) 施設の効用が発揮されるものであること	5	3.8
2	事業提案（計画）に関する項目 （合格点 22.8 点以上） 小計	38	29.2
	(1) 事業の具体的取組み方（機能性）	7	5.4
	(2) 施設の管理体制・運営職員の配置（責任性・実行性）	7	5.8
	(3) 適正な管理・経理（明瞭性・規律性）	7	5.6
	(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	7	5.8
	(5) 市民サービスの向上・自主事業（独創性）	4	2.7
	(6) 環境・障がい者等への配慮（社会貢献）	3	1.9
	(7) 平等利用（平等性）	3	2.0
3	休館後の施設利用者獲得に関する項目 （合格点 7.2 点以上） 小計	12	8.3
	(1) 既存利用者の取り戻し	6	4.2
	(2) 新規利用者の開拓	6	4.1
4	指定管理者に関する項目 （合格点 10.2 点以上） 小計	17	14.2
	(1) 団体の人的・財政的能力（経営の健全性）	6	5.0
	(2) 施設の運営実績（団体の能力）	6	5.3
	(3) 団体の地域貢献（実績及び新たな提案）	5	3.9
5	活動拠点に関する項目 小計	3	3.0
	浜松市内に主な活動の拠点を置くこと	3	3.0
6	指定管理料に関する項目（1） （合格点 6.0 点以上） 小計	10	8.0
	収支計画の妥当性	10	8.0
7	指定管理料に関する項目（2） 小計	10	10.0
	$\frac{\text{提案額}}{\text{最高提案額}} \times \text{配点}$	10	10.0
現指定管理期間の実績に基づく加減点			—
合計		100	80.6

指定管理者の指定について（浜松市国民宿舎奥浜名湖）

(提案理由)

浜松市国民宿舎奥浜名湖の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市北区細江町気賀 1 0 2 3 番地の 1

名 称：浜松市国民宿舎奥浜名湖

2 指定管理者

所在地：浜松市東区丸塚町 1 6 9 番地

名 称：ヤタロー・共同グループ

（代表者）浜松市東区丸塚町 1 6 9 番地

株式会社ヤタロー 代表取締役 中村 伸宏

（構成員）浜松市東区子安町 3 1 5 番地の 1 3

株式会社共同 代表取締役 有賀 公哉

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

(1) 指定管理者がグループを編成した目的

豊富な公共施設の管理運営実績による充実した研修と人材サポート体制を有する代表企業と、施設の総合管理企業が共同事業体を構成し、両者の市内における実績を活かした更なる利用者サービスの拡充を目指すため。

(2) 概要

代表者	<u>株式会社ヤタロー</u> <ul style="list-style-type: none">・ 設 立：昭和23年8月23日・ 資 本 金：1,200万円・ 設立目的：次の事業を営むため。・ 事業内容：①パン類及び洋菓子、和菓子の製造販売 ②飲食店営業 ③飲料水の販売 ほか
構成員	<u>株式会社共同</u> <ul style="list-style-type: none">・ 設 立：昭和53年4月12日・ 資 本 金：1,000万円・ 設立目的：次の事業を営むため。・ 事業内容：①建築物清掃業 ②建築物空気環境測定業 ③建築物空気調和用ダクト清掃業 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1件 ・ヤタロー・共同グループ（候補者）
(3) 選定会議	<p>北区指定管理者選定会議</p> <p>(1)選定会議の構成</p> <p>議長：高田 勝弘 浜松市北区長</p> <p>委員：和田 浩哲 浜松市北区副区長兼区振興課長</p> <p>委員：竹下 一志（第三者委員＝元小学校長・民生・児童委員）</p> <p>委員：河村 壽子（第三者委員＝浜松市スポーツ推進委員連絡協議会副会長）</p> <p>委員：吉武 久子（第三者委員＝施設利用者）</p> <p>委員：齊藤 俊一郎（第三者委員＝税理士）</p> <p>(2)審査日時 令和2年9月4日（金） 午後1時30分～午後3時15分</p> <p>(3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和2年9月4日（金）実施</p>
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・公募したところ、現指定管理者であるヤタロー・共同グループ1者から応募があり、北区指定管理者選定会議で選定した。 ・施設の性格や目的等の基本方針を十分理解しており、施設運営の実績に優れ、施設利用者が安全・安心に利用できる提案がされた。 ・観光交流の拠点として、地域と連携した事業展開、地産地消を心掛けた食事提供、さらに地域に貢献する自主事業等、地域活性化が期待できる。 ・コロナ禍において、新しい生活様式が定着する中で、地域を中心とした需要回復に努める姿勢が見られる提案がされた。 ・以上の点を評価し、適切な管理運営が期待できることから候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

ヤタロー・共同グループ													
提案概要	<p>①地産地消を推進し、地域経済の活性化に寄与し、地域の素材を活用した魅力ある食事提供に関する提案。</p> <p>②地域と連携した事業（農泊、歴史・文化体験等）展開に関する提案。</p> <p>③新しい生活様式に基づいた施設の衛生管理や3密対策、利用者の安全確保、従業員の健康管理を徹底した新型コロナウイルス感染症対策に関する提案。</p> <p>④コロナ禍における売上げ規模に合わせた人件費の圧縮、経費の抑制に関する提案。</p>												
提案金額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">指定管理料</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td>市への納入金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（令和3年度）</td> <td style="text-align: right;">8,228,250 円</td> </tr> <tr> <td>（令和4年度）</td> <td style="text-align: right;">11,158,550 円</td> </tr> <tr> <td>（令和5年度）</td> <td style="text-align: right;">13,035,500 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;"><u>32,422,300 円</u></td> </tr> </table>	指定管理料	0 円	市への納入金		（令和3年度）	8,228,250 円	（令和4年度）	11,158,550 円	（令和5年度）	13,035,500 円	合計	<u>32,422,300 円</u>
指定管理料	0 円												
市への納入金													
（令和3年度）	8,228,250 円												
（令和4年度）	11,158,550 円												
（令和5年度）	13,035,500 円												
合計	<u>32,422,300 円</u>												
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の性格や設置目的を十分理解した事業提案であり、類似施設運営の十分な実績や経験を活かした従業員配置、危機管理体制、施設維持管理体制が整っていることが評価された。 ・観光交流の拠点として、地域の施設や各種団体との連携、交流等に積極的に取り組み、コロナ禍において地域を中心とした需要回復に努める姿勢や地域性を考慮した中で、地域貢献に配慮していることが評価された。 												

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		ヤタロー・ 共同グループ
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 7.2 点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	6	5.0
(2) 施設への効用が発揮されるものであること	6	4.8
小 計	12	9.8
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 31.2 点以上）		
(1) 事業の具体的取組み方（機能性）	6	4.4
(2) 施設の管理体制・運営職員の配置（責任性・実行性）	6	4.4
(3) 適正な管理・経理（明瞭性・規律性）	7	5.1
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	8	6.4
(5) 市民サービスの向上	8	5.8
(6) 自主事業（独創性）	7	5.4
(7) 環境・障がい者等への配慮（社会貢献）	6	3.8
(8) 平等利用（平等性）	4	2.7
小 計	52	38.0
3 指定管理者に関する項目（合格点 7.8 点以上）		
(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	4	3.1
(2) 施設の運営実績（団体の能力）	4	3.2
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化・地域連携）	5	4.0
小 計	13	10.3
4 活動拠点に関する項目		
浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	3.0
小 計	3	3.0
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 6.0 点以上）		
収支計画の妥当性	10	7.3
小 計	10	7.3
6 指定管理料に関する項目（2）指定管理者納入金		
$\frac{\text{（提案された納入金の率）} - \text{下限率（5.0\%）}}{\text{（市が想定している納入金の率の上限）} - \text{下限率（5.0\%）}} \times \text{配点}$ （納入金の率は3年間の平均とし、小数点第2位四捨五入）	10	0.0
小 計	10	0.0
現指定期間の実績に基づく加減点		1.1
合 計	100	69.5

指定管理者の指定について（館山寺総合公園）

(提案理由)

館山寺総合公園の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市西区館山寺町 195 番地

名称：館山寺総合公園

2 指定管理者

所在地：浜松市西区館山寺町 195 番地

名称：公益財団法人浜松市花みどり振興財団 理事長 塚本 こなみ

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

公益財団法人浜松市花みどり振興財団

- ・設立：昭和 44 年 10 月 27 日
- ・基本財産：5,500 万円
- ・設立目的：花き類の栽培や展示等の事業を通して、花みどりの普及と情操教育の場の提供に努めるとともに、園芸文化の創造とその情報を発信することにより、浜松市及び浜名湖周辺の地域振興を図る団体として市民・地域の生活に潤いと安らぎを与え、もって地域社会の活性化に資することを目的とする。
- ・事業内容：①花き類の栽培展示、栽培技術指導及び優良種苗の生産配布による園芸文化の普及と情操教育の推進に関する事。
②地方公共団体が設置する公の施設の管理運営その他の業務の受託に関する事。
③その他目的を達成するために必要な事業

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1件 ・公益財団法人浜松市花みどり振興財団（候補者）
(3) 選定会議	都市整備部指定管理者選定会議 (1)選定会議の構成 委員長：奥井 智之 浜松市都市整備部花みどり担当部長 副委員長：岩渕 肇 浜松市参事兼動物園長 委員：徳増 幸雄（第三者委員＝大学講師） 委員：木村 智子（第三者委員＝NPO法人理事） 委員：原野 俊郎（第三者委員＝スポーツ推進員） 委員：石塚 啓治（第三者委員＝税理士） (2)審査日時 令和2年9月4日（金） 午後1時30分～午後3時10分 (3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和2年9月4日（金）実施
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・現指定管理者としての実績のほか、施設における更なる美しさを追求した事業提案を高く評価した。 ・施設の設置目的・業務内容を理解するとともに、地域や周辺施設と連携した地域活性化に資する事業提案がなされている。 ・安定的・継続的な管理運営を行うための団体の財政的・人的能力が高く、自主事業においては、イベントのほか園芸福祉事業の拡充など堅実且つ魅力的な事業が提案されている。 <p>以上より、施設の利用拡大及び入園者の増加が期待できることから、指定管理者候補者として選定した。</p>

3 提案概要と評価内容

公益財団法人浜松市花みどり振興財団	
提案概要	<p>①長年に亘り蓄積された園芸ノウハウを最大限活用しつつ、利用者目線のおもてなしにより「心が伝わる園」を作り上げることで、世界一美しいパークを目指す。</p> <p>②周辺観光施設と連携して「浜名湖花フェスタ」を継続開催するほか、ガーデンツーリズム「アメイジングガーデン・浜名湖」の中心的施設として、観光や地域振興に寄与する事業を展開する。</p> <p>③園芸体験教室など利用者サービスのための事業のほか、花みどりの持つ力を活用し、社会的適応力に課題のある方が自立した生活を送れるよう支援する園芸福祉事業を推進する。</p>
提案金額	<p>(令和3年度) 136,200,000円 (令和4年度) 136,200,000円</p> <p>(令和5年度) 136,200,000円 (令和6年度) 136,200,000円</p> <p>(令和7年度) 136,200,000円 合計 <u>681,000,000円</u></p>
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 舘山寺総合公園における指定管理者としての実績のほか、更なる美しさを追求した事業提案により、「世界一美しいパーク」を目指す姿勢を高く評価した。 ・ 施設の設置目的・業務内容を理解するとともに、長年に亘り築いてきた地域や周辺施設との関係を活かした実現可能な事業提案があり、浜名湖観光圏の拠点として、観光振興に貢献することが期待できる。 ・ 安定的・継続的な管理運営を行うための団体の財政的・人的能力が高く、指定管理者の職員によって行われる園芸福祉事業の更なる事業展開が期待できる。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		公益財団法人 浜松市花 みどり振興 財団
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 4.8 点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	4	3.5
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	4	3.4
小 計	8	6.9
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 30 点以上）		
(1) 事業の具体的取組み方（機能性）	8	7.0
(2) 施設の管理体制・運営職員の配置（責任性・実行性）	8	6.6
(3) 適正な管理・モニタリング（明瞭性・規律性）	8	6.6
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	8	6.0
(5) 市民サービスの向上・自主事業（独創性）	8	7.2
(6) 環境・障がい者等への配慮（社会貢献）	5	4.4
(7) 平等利用（平等性）	5	4.2
小 計	50	42.0
3 指定管理者に関する項目（合格点 11.4 点以上）		
(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	3	2.5
(2) 施設の運営実績（団体の能力）	8	6.6
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	8	7.0
小 計	19	16.1
4 活動拠点に関する項目		
浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	3.0
小 計	3	3.0
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 6 点以上）		
(1) 収入計画の妥当性	5	3.8
(2) 支出計画の妥当性	5	3.9
小 計	10	7.7
6 指定管理料に関する項目（2）		
最低提案額（千円） ——— × 配点	10	10.0
提案額（千円）		
小 計	10	10.0
現指定期間の実績に基づく加減点		2.1
合 計	100	87.8

指定管理者の指定について（浜松市立北図書館、浜松市立都田図書館）

(提案理由)

浜松市立北図書館、浜松市立都田図書館の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地	名称
浜松市中区葵東一丁目 15 番 1 号	浜松市立北図書館
浜松市北区都田町 8751 番地の 2	浜松市立都田図書館

2 指定管理者

所在地：東京都中野区弥生町二丁目 8 番 15 号

名 称：ヴィアックス・東海ビル管理共同事業体

（代表者）東京都中野区弥生町二丁目 8 番 15 号

株式会社ヴィアックス 代表取締役 小川 巧次

（構成員）浜松市東区和田町 708 番 1 号

東海ビル管理株式会社 代表取締役 高橋 一博

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

(1) 指定管理者がグループを編成した目的

豊富な公共図書館の管理運営実績による充実した研修と人材サポート体制を有する代表企業と、施設の総合管理企業が共同事業体を構成し、両者の市内における実績を活かした更なる図書館サービスの拡充を目指す。

(2) 概要

代表者	<p><u>株式会社ヴィアックス</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 設 立：昭和48年8月17日・ 資 本 金：1億7,774万円・ 設立目的：次の事業を営むことを目的とする。・ 事業内容：①各種広告の代理業務と市場調査 ②セールスプロモーション、ダイレクト・メールの企画、制作及び販売 ③図書館管理運営業務の請負 ほか
構成員	<p><u>東海ビル管理株式会社</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 設 立：昭和53年9月1日・ 資 本 金：1,000万円・ 設立目的：次の事業を営むことを目的とする。・ 事業内容：①ビルディング、その他建造物の清掃管理業務 ②ビルディング、その他建造物の設備（空調設備、給排水設備、電気設備、冷暖房設備、消防設備、衛生設備）の施工、保全、保守、管理業務 ③指定管理事業 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	2件 ・ヴィアックス・東海ビル管理共同事業体（候補者） ・株式会社図書館流通センター（次点者）
(3) 選定会議	市民部指定管理者選定会議（文化振興担当部会） (1)選定会議の構成 部会長：中村 公彦 浜松市市民部文化振興担当部長 副部会長：金子 哲也 浜松市市民部参事兼スポーツ振興課長 委員：影山 元紀 浜松市市民部創造都市・文化振興課長 委員：平田 隆 浜松市市民部創造都市・文化振興課生涯学習担当課長（欠席） 委員：A（第三者委員＝運営面・施設の運営等に関して知識・経験を有する者） 委員：B（第三者委員＝利用面・施設利用者） 委員：C（第三者委員＝利用面・施設利用者） 委員：D（第三者委員＝利用面・施設利用者） 委員：E（第三者委員＝経営面・税理士）（欠席） (2)審査日時 令和2年9月3日（木） 午後1時15分～午後5時00分 (3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和2年9月3日（木）実施
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・全国での公共図書館の管理運営実績がある市外の図書館専門企業と、浜松市を中心に公共施設の指定管理者経験が豊富な市内の建物管理専門企業による共同事業体として、明確な責任分担による効果的な管理運営と効率的な経費の運用が提案されている。 ・代表企業は、管理館同士での柔軟で効率的な人員配置や相互支援など安定的な運営体制を示すほか、人材育成に向けた各種研修、内部監査等も含む個人情報保護の徹底、有事の際の危機管理体制も明確である。自主事業についても浜松市内での運営経験に加え、利用者の利便性を高める提案や地域貢献につながる提案がなされ、更なる施設の効用発揮、利用者サービスの向上が期待できる。 ・構成企業は施設の総合管理を専門とする企業であり、これまで培った指定管理者としての経験を活かした質の高い施設・設備の維持管理と併せ、地域実情にも精通していることから施設管理において効率的かつ迅速な対応が期待できる。 ・その他の項目についても、適正な管理運営が実現可能な内容であることから、候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

	ヴィアックス・東海ビル管理共同事業体	株式会社図書館流通センター
提案概要	<p>①豊富な公共図書館の管理運営実績による充実した研修と人材サポート体制を有する代表企業と、施設の総合管理企業が共同事業体を構成し、両者の市内における実績を活かした更なる図書館サービスの拡充を目指す。</p> <p>②施設の役割を十分認識し、市の推進事業や地域ニーズに沿ったサービスの向上に取り組む。</p> <p>③協働センター、小学校、文化施設、地元企業等との連携事業を実施し、読書活動推進を図る。</p> <p>④レファレンスサービスの認知度と利便性を向上させるため、積極的な広報活動に取り組む。</p> <p>⑤既存指定管理館3館を含めた5図書館での連携事業を実施し、図書館の相互利用を促進する。</p> <p>⑥外国人にも利用しやすい環境の整備や子供と保護者への配慮等、利用者の平等利用を確保するための仕組みを確立する。</p>	<p>①全国規模で多くの公共図書館を運営し培ったノウハウと人材ネットワークを活用し、より一層の図書館サービスの充実に貢献する。</p> <p>②施設の特性と利用状況を十分把握し、市の推進事業をサポートして発展させるとともに、多様化する市民ニーズに応え、市の施策や行政課題に合致した質の高いサービスを安定的かつ継続して提供する。</p> <p>③協働センターや行政機関と連携し、多彩な情報を発信し交流の場を作り、利用促進に努める。</p> <p>④地域の歴史や文化をテーマとした事業を実施し、地域コミュニティの形成に寄与する。</p> <p>⑤既存指定管理館との「図書館だより」の合同発行や2館合同の事業を実施し、図書館の相互利用を促進する。</p> <p>⑥高齢者向けの講座や企画展示を開催し、生きがいづくりを目指す。</p>
提案金額	<p>(令和3年度) 59,723,750円</p> <p>(令和4年度) 59,833,750円</p> <p>(令和5年度) 59,723,750円</p> <p>(令和6年度) 59,723,750円</p> <p>(令和7年度) 59,833,750円</p> <p>合計 298,838,750円</p>	<p>(令和3年度) 59,000,000円</p> <p>(令和4年度) 59,000,000円</p> <p>(令和5年度) 59,000,000円</p> <p>(令和6年度) 59,000,000円</p> <p>(令和7年度) 59,000,000円</p> <p>合計 295,000,000円</p>

<p>評価内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館の運営実績や代表企業及び構成員の市内における実績を活かした効果的な管理運営、効率的な経費の運用が提案されている。 ・図書館ビジョンに基づく提案がされている。 ・施設の性格や目的を理解した管理運営方針、業務目標を明確に定め、施設の効用が発揮される具体的な取り組みが提案されている。 ・課題解決支援サービスの強化、多文化共生事業の拡充、生涯学習活動の推進等、サービスの質を向上させる自主事業の提案がなされている。 ・館長の選定方法を具体的に示し、運営にあたっての職員配置や指揮命令系統等の管理体制について詳細な提案がされている。 ・障がい者雇用について、代表企業、構成企業共に障がい者団体と協働した就労支援の提案がみられ、働きやすい職場環境を構築している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館の運営実績に基づく、各種地域団体との連携を始めとした地域社会に貢献する取り組みが提案されている。 ・図書館ビジョンに基づく提案がされている。 ・地域に寄り添う図書館として、現指定管理者としての実績を活かした自主事業の提案がされている。 ・館長の選定方法及び運営にあたっての職員配置や指揮命令系統等の管理体制について提案がされている。 ・関係機関や特別支援学校の障がい者の就労支援の提案がみられ、障がい者雇用率も法定雇用率を上回っている。 ・自主事業の提案について、既存事業や一般的なものが多く、やや新規性に欠ける。 ・講座や企画展示等の本業務に係る収支予算が不明瞭である。
-------------	---	--

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点	
応募者（評価対象者）			ヴィアックス・東海ビル管理共同事業	株式会社 図書館流通センター
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点3.6点以上）				
	(1) 施設の性格や目的の理解	3	2.2	2.4
	(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	3	2.4	2.4
	小 計	6	4.6	4.8
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点28.8点以上）				
	(1) 事業の具体的取組み方（機能性）	5	3.7	3.4
	(2) 施設の運営体制・職員の配置 （責任性・実行性）	5	3.5	3.3
	(3) 適正な管理・モニタリング（規律性）	5	3.5	3.4
	(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	6	4.1	4.1
	(5) 市民サービスの向上（独創性）	15	10.8	10.5
	(6) 環境への配慮	5	3.0	3.0
	(7) 障がい者への配慮（雇用・利用等）	5	3.2	3.4
	(8) 平等利用（平等性）	2	1.3	1.3
	小 計	48	33.1	32.4
3 指定管理者に関する項目（合格点10.8点以上）				
	(1) 団体の人的・財政的能力（経営の健全性）	6	5.1	5.2
	(2) 施設の運営実績（団体の能力）	6	4.8	5.1
	(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	6	4.6	4.3
	小 計	18	14.5	14.6
4 活動拠点に関する項目				
	浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	2.6	1.7
	小 計	3	2.6	1.7
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点6.0点以上）				
	収支計画の妥当性	10	7.4	7.0
	小 計	10	7.4	7.0
6 指定管理料に関する項目（2）				
	$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$	15	0.1	0.7
	小 計	15	0.1	0.7
合 計		100	62.3	61.2